

次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザー会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱では、「さいたま市都市計画マスタープラン」の全面リニューアルを見据えた、「(仮称) 次世代に向けた都市づくりのあり方」の検討に際し、専門家等の意見を聴取する「次世代に向けた都市づくりのあり方検討アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)」の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議の会員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 「(仮称) 次世代に向けた都市づくりのあり方」の検討に関すること。
- (2) 前号のほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 アドバイザー会議の会員は、都市計画、交通、経済、みどり、防災等の知識を有する学識経験者等により構成することとし、20名以内で組織する。

(任期)

第4条 アドバイザー会議の会員の任期は委嘱の日から「(仮称) 次世代に向けた都市づくりのあり方」の策定日までとする。
2 前項の会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 アドバイザー会議には会長を置く。
2 会長は、会員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。
2 会議の進行は会長が行うものとする。
3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をゲスト会員として出席を求め、その意見を聴くことができる。
4 会議は、原則公開するものとする。ただし、会議の一部又は全部について会議を公開しない旨を出席者の過半数をもって決議したときは、この限りでない。

(事務局)

第7条 アドバイザー会議の事務を処理するため、都市局都市計画部都市計画課を事務局とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、「(仮称)次世代に向けた都市づくりのあり方」の策定日限りで、その効力を失う。